

日加経済連携協定(EPA)の可能性に関する
共同研究報告書
(仮訳)

2012年3月

目次

序論及び本研究の目的	2
要旨	3
第1章 二国間経済関係の概観	5
1.1 概観	5
1.2 二国間の物品貿易の傾向	7
1.3 二国間のサービス貿易の傾向	9
1.4 対外直接投資の傾向	10
第2章 日加EPAによる経済効果に関する分析	12
第3章 EPAの主要分野の分析	14
3.1 市場アクセス(原産地規則を含む)	14
3.1.1 市場アクセス	14
3.1.2 原産地規則(原産地証明手続を含む)	14
3.2 貿易円滑化及び税関手続	15
3.3 サービス貿易(電気通信サービス及び金融サービスを含む)	16
3.4 商用関係者の移動	17
3.5 投資	17
3.6 政府調達	18
3.7 貿易救済及び二国間セーフガード措置	19
3.8 知的財産	19
3.9 電子商取引	20
3.10 競争政策	20
3.11 衛生植物検疫(SPS)	21
3.12 貿易の技術的障害(TBT)	22
3.13 環境	22
3.14 労働	23
3.15 その他(エネルギー、鉱物及び食料)	24
第4章 利害関係者との協議	25
第5章 結論	27

序論及び本研究の目的

2007年10月、日本とカナダの両国は「日加経済枠組み共同研究報告書」を発表した。この共同研究は、両国間の包括的な経済関係を取り扱い、また、更なる経済統合によって生じうる定性面・定量面でのプラスの評価を含んでおり、二国間の自由貿易の取組には潜在的な価値があることを示唆した。当時、日加両国は、将来のしかるべき時点で、自由貿易協定(FTA)の可能性を再検討することとした¹。

2010年11月、日本が、主要な貿易相手国・地域と高いレベルの経済連携を推進するとのコミットメントを含む「包括的経済連携に関する基本方針」を発表した後、日加両国の首相は同年の横浜でのAPEC首脳会議で会談を行い、日加間の経済連携促進につき前向きに検討していくことで一致した。2011年2月に実施された日加次官級経済協議において、日加両国は、「日本とカナダの経済連携協定(EPA)の可能性に関する共同研究」を開始することで一致した。

この共同研究において、両国政府関係者は、以下のとおり4回の会合を実施した。

第1回共同研究会合	2011年3月15日	トロント
第2回共同研究会合	同年4月14日～15日	バンクーバー
第3回共同研究会合	同年7月11日～14日	東京
第4回共同研究会合	2012年1月23日～24日	東京

これらの会合では、政府関係者間であり得べき日加EPAの要素に関する実質的な議論が行われるとともに、双方の民間部門の利害関係者からあり得べき日加EPAについての意見が聴取された。これらの会合の開催を通じて実施された共同研究の成果は、日本政府とカナダ政府が共同で執筆したこの報告書の中に記されている。

この間、2011年3月に東日本大震災が発生し、被災地域の住民のみならず日本経済全体に深刻な影響をもたらした。日加両国の首相は、この大震災からの復旧・復興のための取組も勘案しつつ、同年5月にドーヴィル、同年9月にニューヨークで行った日加首脳会談において、この共同研究を前進させるというコミットメントを再確認した。その結果として、両国政府はこの共同研究の作業を引き続き進めた。

¹ この共同研究においては、「経済連携協定(EPA)」と「自由貿易協定(FTA)」の語について、日加両国における通常用語法を勘案して、実質的に全ての貿易を扱う貿易自由化のための協定を意味する、同義語として扱われている。右は、この共同研究の最終結果を予断するものではない。

要旨

日本とカナダは、双方向の、多大な物品及びサービスの貿易、投資、技術・知的交流及び人の移動を通じて、長きにわたり政治・経済面での重要なパートナーであり続けてきた。2010年、日本はカナダにとって5番目、カナダは日本にとって18番目の貿易相手国であった。(同年両国間の)貿易総額は約1兆7,746億円(226億加ドル)であった。

近年、日加は、相互補完的な経済関係を享受してきた。カナダは豊富な天然資源を有し、一方日本はそれら資源の主要な輸入国であるとともに、省エネやクリーンエネルギーなどの最先端技術を開発してきた。二国間関係は実質的拡大を見ているものの、この共同研究によって、両国間には未だ更なる関係強化の潜在的 가능성이残されていることが明らかになった。

物品貿易:日加間の物品貿易は、互いに相手国が集中的に輸出していない産品に特化し、概ね補完的である。

サービス貿易:日加両国の発達した知識集約型経済及び洗練され競争力のあるサービス産業に鑑みれば、両国間のサービス貿易を更に成長させる大きな潜在性があるといえる。

投資関係:日本はカナダにおける最大の直接投資国の一つである。二国間投資関係により、相当数の雇用が創出されるのみならず、二国間の大規模な貿易が可能となる。

経済効果:日加両国によって、世界貿易分析計画(GTAP)モデル及びデータベースを用いたシミュレーションが実施された。このシミュレーションは一定の前提条件下で行われたものであるが、国内総生産(GDP)の増加額は、日本については44億米ドル～49億米ドルの間、カナダについては38億米ドル～90億米ドルの間と見込まれた。また、あり得べきEPAにより日本とカナダの二国間の貿易から生じる利益も顕著に増大するとの結果が得られた。

主要項目分析:日本とカナダは、EPAの15の主要な経済分野について分析を行った。これらの分析を通じ、WTOに整合的な、日加間のあり得べきEPAは、両国に多大な利益をもたらすことが明らかになった。さらに、両国は、保護主義に対抗し経済関係を強化するというコミットメントを再確認した。

利害関係者との協議: 日加両国は、利害関係者との協議を実施した。様々なセクターの代表者及び専門家が招かれ、貿易・投資の潜在的可能性を最大限に引き出すことを阻害し得る両国の現行措置に関する意見を表明し、また、既存の二国間経済関係を拡大するための示唆を行った。

結論: この共同研究は、日加両国に追加的な貿易の流れと経済的利益をもたらし得る、包括的で高いレベルのEPAの交渉を開始するための十分な共通基盤を見出した。このようなEPAは、WTO協定に整合的であるのみならず、可能な限り、WTOプラスの規定となるよう努力されるべきである。加えて、あり得べきEPAは、バランスのとれた成果を得るべく「一括受諾方式」で交渉されるべきである。なお、この共同研究で示された結果は、将来の包括的EPA交渉の最終的な結果を予断するものではない。

第1章 二国間経済関係の概観

1.1 概観²

日加両国は、法の支配、自由、民主主義、人権の尊重、開かれた市場経済の促進を含む基本的価値を共有する。両国は、高いレベルの物品及びサービスの双方向の貿易、直接投資及びポートフォリオ投資のフロー、技術及び知識のフロー、並びに人の移動を通じ、長きにわたり政治・経済の両面において重要なパートナーであり続けてきた。地理的観点から、特に世界経済におけるアジア地域の経済的プレゼンスの高まり、及びアジア太平洋における地域経済統合に向けた機運の高まりを受け、両国はお互いを戦略的に重要なパートナーと認識している。

2010年、日本は、カナダにとって5番目、カナダは日本にとって18番目の物品貿易相手国であった。2010年の総物品貿易は日本側統計で約1兆7,746億円(カナダ側統計では約226億加ドル)であった。2010年末、日本はカナダにとって6番目の直接投資国であり、直接投資残高は8,586億円(160億加ドル)であった。同年、カナダから日本への直接投資残高は1,144億円(73億加ドル)であった³。

近年、日加両国は、相互に補完的な関係を享受してきた。カナダは、豊富なエネルギー及び他の天然資源を有しており、一方日本は、これらの資源の主要な輸入国であるとともに、特に省エネやクリーンエネルギー等の最先端技術を開発してきた⁴。

現在、日加両国は、世界貿易機関(WTO)、アジア太平洋経済協力(APEC)、主要国首脳会議(G8)、G20、経済協力開発機構(OECD)、国際エネルギー機関(IEA)及び国際エネルギーフォーラム(IEF)を含む数多くの国際的なフォーラムや国際機関においてパートナーである。日加両国は、投資、知的財産権の保護等の異なる経済政策分野において質の高い基準を確立すること、及び観光、科学技術等の分野における協力において同様の関心を共有する。

長年にわたるWTOのメンバーとして両国は、多国間貿易の枠組みに強くコミットするとともに、FTA/EPAについて、既存の多国間システムを補完するものと認識している。また、両国は、域内の既存の取組を発展させ、これに基礎を置くことによって、APEC地域における包括的自

² この項の統計の出典は、カナダ統計局「カナダ国際収支:対日本」、日本財務省及び日本銀行。

³ 統計値の差違は日加両国の統計手法の差違に起因しうる。

⁴ 2010年に実施された第11回日加科学技術協力合同委員会において、両国は、幹細胞・再生医学研究、先端材料研究、持続可能なエネルギー技術及び途上国への科学技術支援の分野についての連携を深化させることを決定した。

由貿易協定を構想したアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に向けて具体的な手段をとることにもコミットしている。

カナダの二国間貿易政策及び地域貿易政策は、複雑さと競争が激化する世界経済における要請にカナダ系企業が応じていくことを支援するための5か年行動計画である2007年「世界通商戦略(GCS)」に基づいて実施されている。カナダは、両国の経済的繁栄を拡大するとともに経済及び社会の持続的な発展の基礎の構築に資するため、野心的な自由貿易アジェンダを追求している。

カナダは、米国及びメキシコ(NAFTA、1994年)、イスラエル(1997年)、チリ(1997年)、コスタリカ(2002年)、欧州自由貿易連合(2009年)、ペルー(2009年)並びにコロンビア(2011年)とFTAを締結し、さらにパナマ及びヨルダンとの協定の批准手続を進め、ホンジュラスとの交渉を終了した。カナダは、50か国以上の国々との自由貿易交渉を追求している。また、カナダは、多くの海外投資保護促進協定(FIPA)及び二国間の科学技術(S&T)協定・取極の交渉も行ってきたが、これらは全て、カナダを投資家にとってより魅力ある国とすることに役立っている。

日本もまた、多国間貿易システムを補完する手段として、地域及び二国間の貿易政策を促進してきた。日本は、EPAをシンガポール(2002年)、メキシコ(2005年)、マレーシア(2006年)、チリ(2007年)、タイ(2007年)、インドネシア(2008年)、ブルネイ(2008年)、ASEAN(2008年)、フィリピン(2008年)、スイス(2009年)、ベトナム(2009年)、インド(2011年)及びペルー(2012年)と締結している。

日本は、2010年11月に「包括的経済連携に関する基本方針」を発表し、これにより日本が主要な貿易相手国・地域との間で高いレベルの経済連携を推進するとともに、基本的な国内制度改革を推進することへのコミットメントを表明した。日本は、2011年に東日本大震災が日本経済に深刻な打撃を与えた後も、この方針を維持し続けた。

1.2 二国間の物品貿易の傾向

日加間の物品貿易は、互いに相手国が集中的に輸出していない産品に特化し、概ね補完的になっている(表1.1及び表1.2参照)。2010年、カナダは日本にとって15番目の物品供給国であり、カナダから日本への輸入は、日本の総輸入の1.6%を占めた。同年、日本は、カナダにとって4番目の物品供給国であり、カナダの総輸入の3.3%を占めた。

日本のカナダとの貿易

日本は、世界最大規模の経済大国の一つであり、かつ、カナダの最も重要な経済上及び商業上のパートナーの一つであり続けている。日本の効率的な製造業及び輸出企業は、最先端の技術、デザイン・研究、及び開発能力を有している。日本の先端企業は、世界的なバリューチェーンの中核をなす。

日本は、第一次産品の純輸入国である。2010年、農林水産品は、日本のカナダからの輸入の約46.6%を占めた。しかしながら、カナダからのこれらの輸入品は、この分野における日本の総輸入の6.6%を占めるに過ぎなかった。日本のカナダからの輸入品目は、高付加価値製品へと次第に変化してきている。例えば、日本のカナダからの輸入品目のうち、航空宇宙産業、機械・機器及び消費財等のシェアは、1990年の4.6%から2010年の9.6%へと増加した。日加間の貿易傾向は、将来においてもこの方向に発展し続ける可能性が高い。

日本からカナダへの輸出の大半は工業製品である。自動車・自動車部品、機械・機械部品、電気機器・電気機器部品は、2010年のカナダの日本からの輸入総額の76.0%を占めた。

表1.1: 日本がカナダから輸入した上位10品目(2010年)

HS	加ドル* (百万)	日本円 (百万)	輸入に占める 割合(%)
27 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	1,996	169,801	17.7
12 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	1,441	122,476	12.8
02 肉及び食用のくず肉	1,236	105,138	11.0
44 木材及びその製品並びに木炭	1,205	102,523	10.7
26 鉱石、スラグ及び灰	1,088	92,531	9.7
03 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	460	39,113	4.1
47 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	433	36,839	3.8
10 穀物	426	36,224	3.8
88 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	285	24,212	2.5
85 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	279	23,729	2.5
合計	11,266	958,015	100

出典: 日本財務省「貿易統計」

*加ドルは、カナダ中央銀行の平均為替レートに基づき計算。

注:カナダ統計局によると、2010年のカナダから日本への物品輸出額は92億加ドル。

カナダの日本との貿易

カナダは、第一次産品(例えば、農林水産品)及びエネルギー、金属・鉱物等の天然資源に関して世界の主要輸出国の一つである。

カナダは、食料、飼料並びに農場及び食品加工レベルでの農業投入材を、安全、確実、かつ手頃に供給してきた国である。カナダの対日輸出品目には、主としてキャノーラ種子、大豆、豚肉及び牛肉が含まれる。

カナダは、60種以上の金属・鉱物を産出しているため、金属・鉱物を含む主要資源の安全かつ安定的な供給国である。カナダの対日輸出品目の第一位は鉱物性燃料、主に石炭である。カナダは、世界第三位の天然ガス輸出国として、日本の主要供給国の一つになる可能性を有する。さらに、カナダは、世界第三位の原油埋蔵量を有する。

カナダの日本からの輸入は、工業製品が圧倒的な比重を占める一方、2010年には、カナダのHS87類の品目(乗用及び貨物自動車、特殊用途自動車、車両の部分品及び附属品、作業トラック、モーターサイクル、自転車、トレーラー等)の総輸入に占める日本のシェアは9.5%に過ぎなかった。

表 1. 2:カナダが日本から輸入した上位10品目(2010年)

HS		加ドル (百万)	日本円** (百万)	輸入に占める 割合(%)
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品***	5,703	485,913	42.5
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	2,814	239,623	21.0
85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	1,682	143,304	12.5
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	672	57,099	5.0
73	鉄鋼製品	443	38,117	3.3
40	ゴム及びその製品	435	36,953	3.2
88	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	235	19,967	1.8
39	プラスチック及びその製品	133	11,360	1.0
27	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	123	10,518	0.9
72	鉄鋼	120	10,221	0.9
	合計	13,432	1,143,969	100

出典:カナダ統計局

**日本円は、カナダ中央銀行の平均為替レートに基づき計算。

***自動車、トレーラー、自転車、モーターサイクル及びその他の類似の乗物を含む。

注:日本財務省「貿易統計」によると、2010年の日本からカナダへの物品輸出額は、8,170億円。

1.3 二国間のサービス貿易の傾向⁵

国境を越えるサービスの提供を一層促進させた急速な技術発展を背景に、サービスは国際的な貿易の重要な要素となってきた。日加両国はともに、サービスの純輸入国である。2010年、カナダの総サービス貿易赤字は233億加ドル、日本は1兆4,143億円の総サービス貿易赤字を計上した。日加両国の発達した知識集約型経済及び洗練され競争力のあるサービス産業に鑑みれば、日加二国間のサービス貿易の拡大には大きな潜在性があるといえる。

2000年から2010年の間、カナダの対日サービス輸出は、平均すると日本への物品及びサービスの輸出全体の約13%を占めた。カナダから日本へのサービス輸出額は、2001年にピークに達し19億加ドル強を記録して以降12億加ドルから17億加ドルの間で変動し、2006年以降は16億加ドルから毎年減少して、2009年には10億加ドル強となった。しかしながら、2010年は状況が上向き、12億加ドルに増加した。

同時期において、日本の対加サービス輸出はより大きな変動がみられたが、平均するとカナダへの物品及びサービスの輸出総額の21%を占めた。2000年から2005年の間、日本からカナダへのサービス輸出は、着実に増加したが、2006年及び2007年に減少した。日本からカナダへのサービス輸出は、2008年にはピークに達し3,564億円を記録した。しかしながら、2009年には1,915億円に急減し、2010年もほぼ同水準にとどまっている。

2007年から2010年の間、カナダの対日サービス輸出のうち最も大きな割合を占めたものは輸送サービスであり、平均すると全体の41%を占めた。旅行サービス、商業サービス⁶、公的サービスの順でこれに続いている。

同時期において、日本の対加サービス輸出のうち最も大きな割合を占めたものは商業サービスであり、平均すると全体の68%を占めた。輸送サービス、旅行サービス、公的サービスの順でこれに続いている。

2010年、カナダの全世界に対するサービス輸出の約28%及び全世界からのサービス輸入の約52%が商業サービスであった。商業サービス分野の中で輸出が最も活発な分野は、マネジメントサービス、建築サービス、エンジニアリング及びその他の技術サービス、コンピュータ・情

⁵ この項の統計の出典は、カナダ統計局、日本財務省国際収支統計、日本銀行及び国連貿易データベース。

⁶ この報告書において商業サービスとは、全てのサービスから輸送サービス、旅行サービス及び公的サービスを除いたものをいう。

報サービスであった。カナダの日本からの輸入については、特許等使用料が最も多く、保険サービス及びマネジメントサービスがこれに続いた。

商業サービスの分野における日本のカナダへの輸出で最も活発な分野は、特許等使用料、金融サービス、通信サービス及び保険サービスであった。同分野における日本のカナダからの輸入においては、特許等使用料が最も多く、文化・興行サービス及び情報サービスがこれに続いた。

1.4 対外直接投資の傾向⁷

日本はカナダへの直接投資に大きく寄与しており、日本の対加直接投資残高は過去15年間おおむね増加し続けている。カナダの統計によると、1996年、日本の対加直接投資残高は79億加ドルであり、その後の変動に関わらず、着実に増加し、2010年末には過去最高の160億加ドルを記録した。このような絶対額での増加にもかかわらず、対加直接投資残高総額における日本のシェアは、1996年の4.3%から2010年末には2.8%に下落した。順位に関しては、日本は、2010年末時点で、アジア／オセアニア地域内では最大の対加投資国であり、世界ベースでは第6位であった。反対に、カナダから日本への直接投資残高は、1996年の27億加ドルから急速に増加し、2002年にはピークを迎え97億加ドルとなったが、その後変動し、2010年には73億加ドルとなった。この減少は、通貨の変動に加えて、多額の対日投資を行っていたカナダ企業数社の売却にも起因する。

日本の統計も同様に、互いの国への直接投資残高が総じて増加したことを示している。日本の統計によると、1996年の日本からカナダへの直接投資残高は4,112億円であり、2007年にはピークの1兆834億円となり、その後2010年には8,586億円となっている。カナダから日本への直接投資残高も絶対額で増加し、2004年のピークの5,240億円からは減少しているものの、1996年の652億円から2010年には1,144億円に増加した。シェアに関しては、対日直接投資におけるカナダのシェアは、2010年末に0.7%まで低下する前には、1996年の1.9%から2004年の5.2%に上昇した。順位に関しては、カナダは、2010年末時点で第13位の対日直接投資国であった。

より多くの日本企業が、米国と比べて操業コストが低い等の要素を生かして、北米市場へのアクセスを得るため、投資先としてカナダに焦点を当て始めている。同様に、カナダ企業はしばしば、

⁷ この項の統計の出典は、カナダ統計局、日本銀行及び日本貿易振興機構 (JETRO)。カナダと日本の統計値の差違は、それぞれの国が用いる統計手法の差違に起因しうる。

日本から輸出される物品及びサービスにカナダ製品を組み込むことを通じて日本のみならずアジアにおけるグローバルサプライチェーンへのアクセスを得るために、対日投資を行っている。

製造、輸入、輸出、輸送、流通、販売及びサービスを含むカナダの自動車セクターは、日系企業の存在感が特に顕著な分野であり、現在およそ65,000人のカナダ人を雇用している⁸。日本の投資は自動車セクターにとどまらず、およそ330の日系企業子会社及び関連会社がカナダに存在している⁹。

日本においては、広範な分野の産業を代表する120を超えるカナダ企業が業務上の拠点を確立している。例えば、50近くの企業がICT産業に従事しており、20を超える企業が小売り、旅行、その他のサービスに従事し、20の企業が製造業に従事している。

これらの直接的な業務上の拠点は、日加間の経済関係において、投資が果たす極めて重要な役割を示している。投資により、相当数の雇用が創出されるのみならず、二国間の大規模な貿易が可能となる。

⁸ カナダ・日本自動車工業会 (Japan Automobile Manufacturers Association of Canada) 「カナダの日系自動車産業 2011」

⁹ カナダの定義によれば、日本の親会社が10パーセント以上の株式を保有している企業を「日系企業」とする。

第2章 日加EPAによる経済効果に関する分析

あり得べき日加EPAによってもたらされ得る経済効果の定量的な分析を、応用一般均衡世界貿易モデル(CGEモデル)を用いて実施した。日加両国の経済モデル分析専門家¹⁰が、日加両国経済に対してあり得べきEPAによってもたらされ得る経済効果を分析するため、共同でモデル分析を行った。このモデル分析は、全ての関税の撤廃、輸出補助金の撤廃及び日加間のサービス貿易における障壁を含む非関税障壁の削減を前提としたシナリオに基づいている¹¹。この目的のために、世界貿易分析計画(GTAP)データベース第7.0版(基準年は2004年)が用いられた。

日加両国は二国間のあり得べきEPAから意味のある経済的利益を得るというのが、この共同モデル分析の結論である。

この分析によれば、日加両国は、所得及び生産の増加という点において実質的な便益を得る。日本の国内総生産(GDP)は0.08%~0.09%の間で増加し、カナダのGDPは0.24%~0.57%の間で増加することが見込まれた¹²。絶対額で見ると、GDPの増加額は、日本については44億米ドル~49億米ドルの間、カナダについては38億米ドル~90億米ドルの間と見込まれる(2010年のGDPデータをベースとする)。結果におけるこの幅は、それぞれの専門家が用いたシミュレーションモデルの相違に直接的に起因する。

¹⁰ 日本側の専門家は、経済産業研究所(RIETI)川崎研一 コンサルティングフェロー。カナダ側の専門家は、シェンジ・チェン カナダ外務国際貿易省(DFAIT)チーフエコノミスト室リサーチプロジェクトユニット長。

¹¹ 経済モデル分析は試算の手段としては有用であるが、全ての経済モデルは、モデルという性格上、現実の単純化であり、数多くの前提に基づいている。よって、分析結果は、本共同研究に示されているあり得べきEPAによる便益の定性的分析を補完するものとして捉えられるべきである。

¹² サービス貿易への障壁を含む非関税障壁(NTB)の削減の効果に関し、上述のシミュレーションは、NTBの撤廃あるいは削減によって第三国にもたらされるプラスの効果(いわゆる、「均てん」効果)は考慮していない。第三国への均てん効果を控えめな程度に考慮に入れた場合、見込まれるGDPの増加は、日本については0.20%~0.24%の間、カナダについては0.79%~0.92%の間である。また、2007年に実施した「日加経済枠組み共同研究」と同様に、非関税障壁の削減効果を含めず、物品貿易の自由化のみを考慮した場合、見込まれるGDPの増加は、日本については0.06%~0.07%の間、カナダは0.09%~0.43%の間である。

日加間のあり得べきEPAによるマクロ経済的な効果の見込みについては、以下のとおりである。

表:2.1 日加EPAのシミュレーション結果概要

	GDP 増加額 (10 億米ドル、2010 年価格)*		GDP 増加率 (%)	
	カナダ	日本	カナダ	日本
カナダ側のシミュレーション	3.8	4.4	0.24	0.08
日本側のシミュレーション	9.0	4.9	0.57	0.09

	二国間の輸出増加額 (10 億米ドル、2010 年価格)**		二国間輸出増加率 (%)	
	カナダから日本へ	日本からカナダへ	カナダから 日本へ	日本から カナダへ
カナダ側のシミュレーション	7.1	4.1	66.7	37.1
日本側のシミュレーション	10.9	3.5	100.0	38.1

出典: 日本側のシミュレーション結果はRIETI、カナダ側のシミュレーション結果はDFAITによる。

* GDP増加額は、試算されたGDP増加率(%)に、日加それぞれの2010年のGDP(IMF統計)をかけあわせて算出。

** 二国間輸出増加額は、試算された二国間輸出増加率(%)に、2010年のカナダから日本への物品及びサービスの貿易額(国際収支統計で調整)、日本からカナダへの物品及びサービスの貿易額をかけあわせ、年間平均為替レート 87.78 米ドル/加ドル及び、87.8円/米ドル(日銀公表データ)を用いて算出。

第3章 EPAの主要分野の分析

日加両国は、日加間のあり得べき包括的かつWTO整合的なEPAが両国に意味のある利益をもたらすであろうとの認識を共有した。さらに、両国は、保護主義に対抗し、経済関係を強化するとのコミットメントを再確認した。

3.1 市場アクセス(原産地規則を含む)

3.1.1 市場アクセス

日加両国は、高いレベルのEPAは物品貿易の自由化を通じて両国に実質的利益をもたらし、意義ある市場アクセスの改善をもたらすであろうことを確認した。あり得べきEPAによる輸出機会の増加は、両国の国民の利益となりうる経済成長、貿易、投資及び雇用につながるであろう。

日加両国は、全ての鉱工業品に課される関税が原則として撤廃されるべきとの相互理解を共有した。両国はまた、いくつかの産品におけるそれぞれのセンシティブリティについても留意した。

日加両国は、農林水産品の貿易の促進と国内の農林水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることの重要性に十分配慮すべきであるとの見解で一致した。この観点から、両国は、日加間のあり得べきEPAの交渉においては、農林水産品に関するセンシティブリティについて、現実的かつ柔軟性のあるアプローチがとられるべきとの相互理解を共有した。

3.1.2 原産地規則(原産地証明手続を含む)

日加両国は、原産地規則を検討するに当たっては、(i) 第三国産品の迂回輸入の防止、(ii) 不必要な貿易障壁を生じさせないこと、(iii) 原産地規則を適用する際の公平性、中立性及び一貫性、(iv) 透明性、明確性及び予見可能性の確保、(v) 利用者が理解しやすく、かつ行政上の執行が容易な制度を策定することの重要性を認識した。また、日加両国は、原産地規則の策定に当たっては、産品の特性、産業構造並びに二国間の貿易及び投資への影響も考慮すべきであるとの認識を共有した。なお日本は、既存のEPAにおいて基本的に第三者証明制度を採用しているが、日・スイスEPA、日・ペルーEPA及び日・メキシコEPA改正議定書において認定輸出者制度も導入している。カナダは輸出者による自己証明制度を採用している。

3.2 貿易円滑化及び税関手続

日加両国は、多国間の文脈において長きにわたり貿易円滑化を提唱してきており、WTOの貿易円滑化交渉グループにおいて共に協力し続けてきた。また、日加両国は、税関協力においても実績があり、近年では、「税関協力取決め(2005年)」¹³、「海上コンテナ安全対策を実施するための覚書(2008年)」¹⁴、「日本の認定事業者制度とカナダのパートナーズ・イン・プロテクション・プログラムの相互承認に関する取決め(2010)」¹⁵に署名している。多国間及び二国間の両方の文脈において、日加両国は、貿易手続の調和、近代化、簡素化及び標準化を通じ、国際貿易に付随する取引コストを引き下げることが可能であるとの認識を共有している。日加両国は、世界税関機構(WCO)の「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書(改正京都議定書)」の締約国である。

カナダの既存のFTAにおいては、取引コストを引き下げること、締約国が貿易円滑化に関する政策や手続を採用すべく取り組むことを奨励すること及び研修やリスク・マネジメント等の税関関係分野における協力を行うことを目的とする規定を含む貿易円滑化章が伝統的に含まれている。

日本の税関手続章は、カナダが求める貿易円滑化に関する規定と多くの共通性を有している。特に、両国ともに、秘密保持及び司法手続における秘密情報の使用の制限に関する厳格な規則を定めている。日本の既存のEPAは、カナダとは異なり、基本協定と実施取極という二層構造となっている。基本協定の税関手続章はより一般的なものである一方で、詳細な規定は、別個の実施取極に含まれている。

¹³正式名称(仮訳)「税関に係る事項における相互支援に関する日本国税関とカナダ国境業務庁との間の取決め」

¹⁴正式名称(仮訳)「相互主義に基づく試験的な、日本国税関職員のカナダへの駐在、及びカナダ国境業務庁職員の日本への駐在を含む協力を定める協力の覚書」

¹⁵正式名称(仮訳)「日本の認定事業者制度とカナダのパートナーズ・イン・プロテクション・プログラムの相互承認に関する日本国税関とカナダ国境業務庁との間の取決め」

3.3 サービス貿易(電気通信サービス及び金融サービスを含む)¹⁶

日加両国は、洗練され競争力のあるサービス産業を持つ高度に発展した知識集約型経済を有しており、このサービス産業は、それぞれの国のGDPの大きな部分を占める。2009年には、サービス分野はカナダのGDPの73%を占め、カナダ全体の雇用の78%に相当した。2008年、日本については、サービス分野は日本のGDPの73%を占め、雇用の63%を創出した。2009年において、日本は、世界で6番目のサービス輸出国であり、カナダは19番目であった。二国間のサービス貿易の更なる開放は、両国の経済成長と厚生の上昇に貢献する潜在性を有する。日加両国は既にWTOのサービスの貿易に関する一般協定(GATS)の下で、実質的な約束を行っているが(日本は112、カナダは105のサービス分野で約束を行っている。)、あり得べきEPAにおいて更なる約束を追求することにより、相互に利益となる形で二国間のサービス貿易を一層促進する余地がある。

二国間の貿易交渉において、日加両国は、サービス市場の更なる開放を目指すという野心的なアプローチを共有する。これを実現するため、日加両国は、両国のサービス提供者のためにより高いレベルの市場アクセスや更なる透明性の向上を確保するための、適合しない措置に関するネガティブリスト方式の採用を通じた、野心的なGATSプラスの約束を追求する。また、両国は、内国民待遇及び最恵国待遇、国内規制及び資格承認に関する義務等、国境を越えるサービス貿易に関する実体規定も追求する。更に、日加両国は、電気通信サービス及び金融サービスのセクターにおいて、公平で、透明性があり、かつ、競争を促すような規制の枠組みを確保するという目的を共有する。日加両国は、これまで両国が締結したFTA/EPAの多くにおいて、個別の章あるいは附属書でこれらのセクターを扱ってきた。

日加両国にとってのサービス貿易の重要性、及び二国間のサービス市場アクセス交渉において両国が採用してきたアプローチの高度な類似性に鑑み、日加両国は、あり得べきEPAについて、サービス市場アクセスについて高度に野心的な成果を達成するための強固な基盤があるとの認識を共有する。

¹⁶ この項の統計は、カナダ統計局、日本政府内閣府による統計情報、WTOサービス概観2008年版、WTOサービス概観2009年版及びIMF国際収支統計年鑑2010年版に基づく。

3.4 商用関係者の移動

日加両国は、商用関係者の移動はサービス貿易の促進のみならず、投資及び物品貿易をも促進するための重要な手段であると考え。また、両国は、この分野について、あり得べきEPAにおいて両国のニーズと状況に合致した二国間の枠組みを構築することが、両国間の商用関係を促進し、両国に利益をもたらすであろうとの認識を共有した。

日加両国は、他国とのFTA/EPAにおいて、商用関係者の移動に関し、同様のカテゴリーの商用関係者(例えば、企業内転勤者、自由職業家及び投資家)を適用範囲とする実質的な約束を行ってきた。日加両国は、「自由職業家」の約束については異なるアプローチをとっているが(日本側は「ポジティブ・リスト方式」の約束を採用し、カナダ側は「ネガティブ・リスト方式」を採用している。)、両国は、商用関係者の移動を促進するという目的を共有する。

3.5 投資

国際的な投資は、経済成長や競争力の向上にとって主要な原動力である。日加両国は外国市場における重要な投資国であるが、依然として、二国間の国境を越えた投資を更に拡大する大きな余地は存在する。

二国間関係を強化するため、FTA/EPAにおける投資章は、投資家が直面しうる障壁やリスクの軽減を通じてこれら投資家が最も有利なレベルの対外投資を行えるよう支援することを目的として策定されている。投資に関する実体規定を含む国際約束は、締約国間において投資全般(サービス分野の投資を含む。)並びに資本、技術及びノウハウのフローを拡大させるための効果的な手段である。設立に係る権利の付与や投資保護の強化により、このような約束は、投資の機会を拡大し、また、投資リスクを減少させる。包括的な投資に関する規定を含むEPAは、OECDやWTOの既存の多国間の投資ルールを補完するものであり、民間投資にとって有利な基礎的条件を強化し、それにより経済成長や雇用創出に寄与する。

日加両国は、投資に関する実体的規定を含む多数の国際協定を既に締結し、又は交渉している。カナダは、投資協定に関して、NAFTAの実施及び運用を通じて得た経験に基づくアプローチをとっており、近年、二国間投資協定及びFTAにおける高い水準の投資章の交渉を積極的に行ってきた。同様に、日本は、多くの国々と投資協定及びEPAの交渉を行ってきた。

日加の国際投資協定の多くは高度の共通性を有しており、資産を基準とした企業活動に関連付けられた広範な投資の定義、投資の設立及び設立後の両段階における無差別性、収用に対する保護等の高い水準の投資保護、特定措置の履行要求の禁止、資金の自由な移転、ネガティブリスト方式による適合しない措置の留保表の作成、投資家対国の効果的な紛争解決手続等を含んでいる。

日加両国は、投資の促進及び保護には透明でかつルールに基づくシステムが極めて重要であることを認識した。日加両国は、上記のアプローチの類似性は、あり得べきEPAにおいて二国間の投資のフローのための改善された枠組みを提供し得る強固な共通の基盤となるとの認識を共有した。

3.6 政府調達

日加両国は、政府調達に関し、両国の間に幅広い共通の基盤があることを確認した。両国は、WTO政府調達協定(GPA)の締約国であり、改正GPAの交渉妥結のための2011年12月の決定に参加した。日加両国は、改正GPAの早期受諾及び実施のために迅速に作業を行なう。両国は、内外無差別及び透明性といったGPAの基本原則の重要性についての認識を共有する。

日本は、GPAでの約束を上回る自主的措置として、物品及びサービスのセクターにおける特定の基準額の引下げ並びに入札期間の延長といった手続面での改善を行ってきている。さらに、日加両国は、あり得べきEPAの政府調達分野における手続面での約束の参考として2011年12月の改正GPAテキストも検討され得るという認識を共有した。

日加両国が現行GPAの下で互いに対し行っている約束は、現在のところ中央政府の機関及びその他の機関の一部に限定されている。しかし、日加両国は、改正GPAにおいて、互いに既存の市場アクセス範囲を -特に地方政府の機関で- 改善した。両国はあり得べきEPAにおいて政府調達について更に議論するという認識を共有した。

3.7 貿易救済及び二国間セーフガード措置

日加両国は、ダンピング防止措置や相殺措置が不公正貿易に対する正当性のある対抗措置になり得る一方で、このような措置の乱用を回避することが重要であることを確認した。日加両国は、多国間貿易交渉のドーハラウンドが貿易救済の適用についてのルールの改善を追及する適切なフォーラムであることを認識し、同ラウンドの協議において引き続き協力して取り組んでいく。

日加両国は、WTOセーフガード措置は、WTOのセーフガードに関する協定（「セーフガード協定」）に従って、無差別原則に基づきグローバルに適用し得ること、また、セーフガード協定においてのみ、貿易救済に関連する紛争の解決を含むグローバルなセーフガード措置の適用に関する権利及び義務が規律されることを認識した。

日本は、WTO協定上のセーフガード措置に加え、あり得べきEPAの規定に従って関税を撤廃し又は引き下げた結果として生じ得る国内産業への重大な損害を防止し、あるいは救済するために、EPAにおける二国間セーフガード措置の必要性を認識した。

3.8 知的財産

日加両国は、近代的でバランスのとれた知的財産制度が、競争力のある知識集約型経済の育成に資するものであり、また、イノベーション、創造性、投資及び競争を促す環境を助長することを通じて持続可能な経済成長を促進する上で基本的な役割を担っていることを認識した。

日加両国は、両国が締約国である知的財産権の保護とその執行に関する国際協定におけるコミットメント、とりわけWTOの「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)におけるコミットメントを認識した。

日加両国は、拡大する模倣品や海賊版の不正取引との闘いに対処するとのコミットメントを共有した。この目的のために、日加両国は、知的財産権の侵害、特に不正使用や違法な複製を効果的に阻止するための国際的な法的枠組みを構築する「偽造品の取引の防止に関する協定(仮称)」(ACTA)の交渉妥結に向けて緊密に協力した。

日加両国は、知的財産権の保護と執行を重視する。両国はまた、知的財産制度の運用における効率性及び透明性を促進することの重要性を認識した。このように、両国は、両国に明確な利益をもたらすであろうあり得べきEPAの文脈において、相互に関心を有する知的財産の問題を取り上げることが可能である、との認識を共有した。

3.9 電子商取引

日加両国は、インターネットの普及に伴い企業間取引のみならず消費者と直接取引する電子商取引及びその市場が急速に成長していることに鑑み、両国政府が二国間の電子商取引を促進することが重要であるとの認識を共有した。日加両国は、WTOでの議論を主導及び補完し、2011年12月2日のWTO閣僚会議で更新された電子送信には関税を課さないという暫定的なモラトリアムを恒久的な決定にするという共通の目的を有する。

日加両国は、既存のEPAのいくつかにおいて「電子商取引」の章を設けている。カナダは、カナダが既に締結している協定の電子商取引章において、電子的に配信されるデジタル・プロダクトに適用される関税についての恒久的なモラトリアムのなか、透明性、消費者及び個人情報保護並びに協力についての規定を含めている。日本は、スイスと締結したEPAにおいて電子商取引章を設けており、その中には、デジタル・プロダクト及び電子的に送信されるサービスの無差別待遇、電子送信に対する関税、国内規制、オンラインの消費者の保護並びに協力に係る規定が含まれている。

3.10 競争政策

日加両国は、競争政策の健全かつ効果的な執行が、それぞれの国内市場の効率的な機能及び両国間の貿易・投資にとって重要であるとの認識の下、2005年に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」（以下本報告書において「実施協定」という。）を締結した。この「実施協定」に基づき、日加両国は、競争当局間の協力関係を強化してきた。

日加両国は、「実施協定」が規定している内容、すなわち反競争的商行為を禁止するための両国政府間の協力が、通常、FTA/EPAにおける競争政策章の中心部分として位置付けられるという認識を共有した。また、日加両国は、あり得べきEPAにおいて競争政策に関する義務の一般的枠組みを導入することは、あり得べきEPAから得られる利益が十分に実現されることを確保し、また、投資家の信頼を醸成するために反競争的行為に立ち向かうとの日加両国のコミットメントを示す上で、有益であることを認識した。

日加両国は、カナダのFTAにおける競争政策章のアプローチは、政府間の協力の要素に加え、標準的な約束として少なくとも以下を含むことに留意した。(i) 反競争的行為を禁止する措置を

採用し維持すること(特に、カルテル、市場支配力の濫用、市場情報、及び競争効果を判断するための企業結合のレビューという4つの分野を対象とする。)、(ii) これらの措置が、無差別、透明性及び手続き上の公正原則に従うことを要求すること、並びに、(iii) 国対国及び投資家対国の紛争解決を含むFTA/EPAにおける全ての紛争解決手続から競争政策に関する規定を除外すること。

また、日加両国は、日本が締結したEPAにおける競争政策章においては、(i) 競争政策の基本原則、競争法令の履行及び競争当局間における協力に関する規定を含む基本協定並びに(ii) 競争当局間の協力の詳細及び手続に関する規定を含む実施取極という二層構造が以前は追求されてきたことに留意した。さらに、日加両国は、実施取極で規定される内容は、「実施協定」において既に規定されていることにも留意した。

3. 11 衛生植物検疫 (SPS)

SPS措置は、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護するために政府によって適用される。WTO加盟国として、日加両国のSPS措置は「WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(WTO/SPS協定)に従っている。日加両国は、WTO/SPS協定が、科学に基づく権利及び義務の適切なバランスを確立していると考ええる。

したがってカナダは、あり得べきEPAにおいて、SPS貿易関連措置にはWTO/SPS協定が適用されることを確認するとともに、継続中の協力や情報交換のためのフォーラムを提供し、両国間のSPS案件についての議論を促す効果的な二国間メカニズムを設置する旨の規定を含むべきとの立場である。

日本は、SPS案件に関する協力及び情報交換の強化が重要であることを確認する。日本は、日加間で相互に関心を有する案件の解決に向けて共に取り組むため、最も適切なアプローチについて検討することにコミットしている。

3.12 貿易の技術的障害(TBT)

日加両国は、非関税措置(NTM)及び貿易の技術的障害(TBT)に対処する規定は、二国間の物品の貿易の自由化に関する約束を補完し、かつ、実効ならしめることにより、あり得べきEPAに利点をもたらすであろうとの認識を共有した。これらの規定は、両国政府を、透明で、確実性をもたらし、かつ、取引コストを最小限にする制度に対し、また、適切な場合には、規制分野でのより緊密な協力に寄与する取決めを追求することに対しコミットさせることにより、貿易を円滑にし得るものである。

TBT案件に対処するに当たり、カナダのFTAにおけるアプローチは、WTOの貿易の技術的障害に関する協定を確認するとともに同協定に基礎を置く旨の規定を盛り込むこと、透明性を高めること、及び発生し得るTBTに関する個別の案件に対処するメカニズムを設置することである。

3.13 環境

日加両国は、持続可能な開発と健全な環境の管理を促進する政策を追求することにコミットしている。両国は、生物多様性、気候変動、環境保護等の主要な環境問題を議論する多くの多国間のフォーラムにおいて緊密に協働している。

両国は、WTOマラケシュ協定、1992年のリオ宣言及び2002年のヨハネスブルグ宣言において再確認されているとおり、貿易自由化は環境に十分配慮しながら行われるべきであり、貿易政策及び環境政策は相互に補完しあうべきであるという認識を共有している。

この点に関し、日加両国は、高いレベルの環境保護への相互のコミットメントをあり得べきEPAに反映する方法について検討している。その方法には、国内環境法の効果的な執行、貿易や投資を促進するために国内環境法を逸脱することの禁止、説明責任、透明性及び市民社会の参加並びに懸案事項の解決手段としての適切な協議・見直し手続といったあり得べきコミットメントを通じたものが含まれている。

また、日加両国は、相互に関心を有する環境問題に関する協力の枠組みを発展させることが、両国間の積極的な関係を増進する有益なメカニズムを提供し得ることも確認した。

3.14 労働

国際労働機関（ILO）の創設メンバー国、及び理事国として、日加両国は、ILO創設以来、積極的かつ建設的な役割を担ってきており、同機関の目的、価値及び三者構成を一貫して支持しつつ協力してきている。

カナダは、グローバル化における社会的側面、とりわけ、労働に関する側面への取組において、国際社会で指導的役割を發揮してきた。この指導的役割は、カナダの外交政策及び貿易政策全般と不可分一体のものである。カナダ国民は、貿易自由化のためのイニシアティブという文脈において、連邦政府が、労働慣行、人権その他の社会的な問題に対し着実に取り組むことを期待している。カナダの「貿易に関する労働協力協定」（LCA）は、基本的な労働に関する原則及び権利の尊重を推進し、また、均衡のとれた経済成長を支えることによって、これらの目的を追求している。LCA協定は、同協定に規定された義務が履行されない場合には罰則金を科すことも可能とする、開かれた、かつ、強固な紛争解決メカニズムを提供する。

日本は、既存のEPAには労働章を設けていないが、フィリピン及びスイスとのEPAにおいて、各締約国は、投資を促進する目的で労働基準を免除又は逸脱すべきでない旨定める規定を設けている。

日加両国は、FTA/EPAの労働に関する規定については異なるアプローチをとっているが、両国は、FTA/EPAにおける意義ある労働関連規定を通じて貿易における労働の側面に取り組むとの同様の目的を共有した。

3.15 その他(エネルギー、鉱物及び食料)

エネルギー、鉱物及び食料セクターの貿易及び投資は、日加両国の経済的、戦略的関係の重要な一面を成す。カナダは、エネルギー、鉱物及び食料等の資源の安定的かつ信頼性のある産出国である。これらのセクターに関して、カナダは、ウラン、石炭、銅、ニッケル、コバルト、チタン、木材、豚肉、牛肉、小麦、大麦、大豆、キャノーラ等の産品を日本へ輸出している。日本は、カナダの鉱物生産及び探鉱分野における主要投資国の一つである。

一次・加工エネルギー、鉱物及び食料に関する日本市場に対しての予見可能かつ信頼性のある供給国としてのカナダの役割、並びに、カナダに対し重要な輸出機会を提供する日本の役割に鑑み、日加両国は、これらの分野におけるより緊密な経済関係から利益を得る立場にある。

エネルギー、鉱物及び食料の世界的な需要の継続的な増大に留意し、日加両国は、「エネルギー安全保障」及び「食料安全保障」が引き続き世界的な優先課題であると認識した。

両国は、エネルギー・鉱物資源物品及び食料品の輸出禁止又は制限に関して、1994年のGATTを含むWTO協定における関連規定に従う義務があることを再確認した。この観点から、カナダは、日本がこれまでに締結したいくつかのEPAにおいて、エネルギー又は鉱物資源物品の輸出に係る新たな禁止を導入しようとする締約国側からの通報又は情報提供に関する規定が設けられていることに留意した。

こうした背景に対し、日加両国は、あり得べきEPAが、これらの分野における両国の通商関係に特別な注目を払うべきであるとの認識を共有した。それは、これらの分野におけるより緊密な貿易・投資関係を促進し、それによって、それぞれの国のエネルギー、鉱物及び食料の既存の安定した供給と需要を確固たるものとするに資する。

第4章 利害関係者との協議

日加両国間の貿易・投資に影響を与え得る問題に関し両国民間セクターの利害関係者から意見を聴取するため、この共同研究の一環として、日加両政府は、それぞれの国の民間セクター及び市民社会の人々との協議を実施した。主要セクターの代表者及び専門家が招かれ、潜在的な貿易・投資の発展を阻害し得る両国の現行措置に関する意見を表明し、既存の経済関係をいかにして拡大するかについてその他様々な意見を述べた。

カナダは2011年2月、カナダ・ガゼットでの回章(カナダ政府の官報)による国内協議プロセスを開始した。特に、カナダ政府は、日本市場における機会と課題、並びに二国間の貿易・投資の拡大を制限する障壁を特定するために、州・準州の代表者及びビジネス界のメンバーを含む主要な利害関係者からの意見を求めた。

カナダ政府が受けた反応は総じて本質的にポジティブなものであり、カナダ政府が日本とのあり得べきEPA交渉を追求することを促すものであった。反応の大半は想定通り、広範囲にわたる産業界の関心とセクターを反映し、太平洋をまたいだ貿易・投資に関心を抱く企業及び団体からのものであった。回答者の多くが、日加の既存の貿易・投資関係が強固であるにもかかわらず、いまだ多くの障害があり、二国の経済関係を改善する大きな潜在的可能性があるとして述べた。

日本は2011年3月、7月及び2012年1月に、民間セクターの利害関係者及び専門家から、あり得べき日加EPAに関する意見聴取を実施した。

日本の利害関係者の意見の要約は以下のとおり。

- カナダは、日本の農林水産分野のセンシティブ品目の主要輸出国であり、あり得べきEPAにおけるセンシティブ品目の関税撤廃はこれら分野における日本の国内生産に深刻な影響を及ぼし得る。それゆえ、あり得べきEPA交渉では、農林水産品に関するものを含む両国のセンシティブティに配慮がなされるべきである。
- 日本は、円滑なグローバル・サプライチェーンを創出するための通商戦略を進めるべき。日本は、日本と価値を共有し先進経済国で且つ豊富な天然資源を有するカナダとの間で直ちにEPA交渉を行うべき。二国間のEPAは両国の貿易関係を拡大しビジネス取引と投

資を促進するのみならず、エネルギー・食料・その他の天然資源の安定供給にも資するであろう。

- 二国間のあり得べきEPAは、高水準かつ包括的なものでなければならず、例外措置がもしあったとしても最低限であるべきである。また、それは、アジア太平洋地域の地域経済統合に向けたモメンタムを創るものであるべきである。
- あり得べきEPAは、両国の水産資源の持続的利用を妨げるものであってはならず、両国の水産セクターの共栄に資するべきであり、東日本大震災及び津波による甚大な被害からの日本の復旧・復興努力に配慮したものでなければならない。

第5章 結論

この共同研究は、日加両国間の包括的で高いレベルのEPAが、二国間の経済関係の更なる強化に大いに資するであろうことを示した。EPAは、物品及びサービスの貿易を促進するだけでなく、投資機会も拡大させ、もって、日本企業及びカナダ企業の互いの市場における競争力、並びに、既に特惠的な条件から利益を得ている他国の競争相手に対する競争力を高めることになるであろう。

この共同研究は、包括的かつWTO整合的なEPAは、日加両国に多大な利益をもたらすであろうことを認識させるものである。EPAによる多大な利益がある一方で、日加両国は、センシティブティが双方に存在し、それらがバランスのとれた、かつ相互に利益をもたらす方法で取り扱われるであろうことに留意する。

EPAは、(i) 既に十分に確立された日本とカナダの間の戦略的関係を一層深化する基盤を提供し、(ii) アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に向けた、市場原理に基づく更なる地域経済統合の促進という、両国が共有する目標に向けた重要なステップとなり、(iii) 経済成長、生産、国民資産、及び消費者の福祉の増進といった実質的な経済上の便益を両国にもたらすとともに、(iv) エネルギーやその他の天然資源及び食料といった資源の確実な供給・需要への安定したアクセスを提供するであろう。

したがって、この共同研究の参加者は、実質的に全ての物品及びサービスの貿易、投資、政府調達、貿易円滑化及び税関手続、電子商取引、知的財産、並びに、その他の適当と思われる分野を「一括受諾方式」でカバーし、日加両国に追加的な貿易の流れと経済的利益をもたらし得る、包括的で高いレベルのEPAの交渉を開始するための十分な共通基盤を見出した。このようなEPAは、WTO協定に整合的であるのみならず、可能な限り、WTOプラスの規定となるよう努力されるべきである。